

# 伯耆町議会全員協議会

## 提出案件



平成 28 年 2 月 3 日

伯耆町 総務課

案 件 名	概 要
専決処分について (伯耆町税条例の一部を改正する 条例の一部改正について)	<p>地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令 (平成 27 年総務省第 108 号) に基づき町税条例の一部を改正する。</p> <p>○概要 町民税の減免及び特別土地保有税の減免の申請について、個人番号及び法人番号を記載するようになっていたが、国が手続における個人番号の利用の見直しを行ったことに伴い、法人番号だけの記載に変更された。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
伯耆町職員の給与に関する条例の 一部改正について	<p>今年度の人事院勧告により、給料表の引き上げ、勤勉手当の引き上げなどが勧告された。本町では勧告に準じ、給料表の引き上げ及び勤勉手当の引き上げを行う。</p> <p>○給料表の改定 平均 0.4% の引き上げを行う【施行日：平成 27 年 4 月 1 日】</p> <p>○勤勉手当の引き上げ 平成 27 年 12 月期の勤勉手当について、0.1 月の引き上げを行う【施行日：平成 27 年 4 月 1 日】</p>
平成 27 年度伯耆町一般会計補正 予算 (第 4 号)	<p>既予算額 7,556,000 千円 補正額 32,000 千円 補正後予算額 7,588,000 千円</p> <p>(主な内容) こしき保育所改修事業に係る事業費および財源として公共施設等整備基金繰入金の計上及びふるさと納税増収に伴い寄附金の増額と同額を伯耆町豊かなふるさと創造基金に積立を行うため積立金を計上。</p> <p>また、人事院勧告に基づく給与改定などによる人件費の増額、農業集落排水事業特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金などの計上。</p>
平成 27 年度伯耆町簡易水道事業 特別会計補正予算 (第 2 号)	<p>既予算総額 200,030 千円 (主な内容) 補正額 0 千円 補正後予算額 200,030 千円</p> <p>・給与改定による人件費の補正 (予備費の減額による調整)</p>
平成 27 年度農業集落排水事業特 別会計補正予算 (第 2 号)	<p>既予算総額 299,752 千円 (主な内容) 補正額 170 千円 補正後予算額 299,922 千円</p> <p>・給与改定による人件費の補正</p>
平成 27 年度伯耆町公共下水道事 業特別会計補正予算 (第 2 号)	<p>既予算総額 204,394 千円 (主な内容) 補正額 209 千円 補正後予算額 204,603 千円</p> <p>・給与改定による人件費の補正</p>

案 件 名	概 要
<p>固定資産評価審査決定取消請求に係る訴訟について（説明）</p>	<p>平成 27 年 12 月 17 日、鳥取地方裁判所から町を被告とする訴状の送達がありました。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 件 名：固定資産評価審査決定取消請求事件</li> <li>2. 原 告：グリーンパーク大山株式会社</li> <li>3. 被 告：伯耆町（固定資産評価審査委員会）</li> <li>4. 訴状提出：平成 27 年 12 月 9 日／鳥取地方裁判所</li> <li>5. 訴訟内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年 5 月 19 日付けで審査請求した平成 27 年度の固定資産評価にかかる固定資産評価審査委員会の決定に対する決定取消の請求</li> </ul> </li> <li>6. 原告の主張 <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産評価基準が平成 20 年に改正されたことに伴い、ゴルフ場の効用を果たす上で必要ないと認められる土地は、現況評価するようになった。</li> <li>これを受けて、原告のゴルフ場内にある山林はゴルフ場の効用を果たす上で必要ない土地であるため、ゴルフ場（雑種地）ではなく山林の評価をするべきと主張。</li> </ul> </li> <li>7. 固定資産評価審査委員会の決定内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>（平成 27 年 6 月 18 日付け）</li> <li>固定資産評価基準の改正は、これまでのゴルフ場用地の評価方法をより明確化するために行われたものであり、評価方法が変更になったものではない。</li> <li>当該ゴルフ場の山林は、施設や建物等のある数筆の土地と一体となってゴルフ場としての効用を果たしている土地であるため、ゴルフ場用地として雑種地評価は妥当であり、これに基づき町は適正に評価していることから当該申出を棄却する。</li> </ul> </li> <li>8. 第 1 回口頭弁論 <ul style="list-style-type: none"> <li>期 日：平成 28 年 1 月 29 日（金）</li> <li>場 所：鳥取地方裁判所</li> </ul> </li> </ol>
<p>町立学校教職員の不祥事案について（報告）</p>	<p>町立学校教職員の不祥事案が発生し、1 月 20 日付で県教育委員会の処分が出されました。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被処分者：溝口小学校男性教諭 41 歳</li> <li>2 処分内容：停職 6 月</li> <li>3 処分理由：平成 27 年 11 月 28 日午後 10 時頃、J R 恵比寿駅構内の階段で、20 歳台の女性のスカートの中をデジタルカメラで撮影し逮捕された。この行為は東京都のいわゆる迷惑行為防止条例に違反するとともに、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第 33 条に抵触するものである。</li> </ol>